

令和6年度 天明中学校 生徒心得

校訓

誠実・・・常に課題を求め、自ら正しく判断できる生徒
友愛・・・助け合い、励まし合い、生きる力にあふれた生徒
創造・・・活力に満ちた中学校の実現

めざす天明中生徒像

- 心豊かで思いやりのある生徒
- 自ら学び切磋琢磨する生徒
- 健康で明るい生徒

1 生活心得

(1) 登下校について

- ①定められた時刻に遅れないよう登校します。(8:10 昇降口通過、8:15 教室着席)
- ②登下校は、学校で定められた通学路を通ります。
 - ・徒歩通学生、自転車通学生ともに交通ルール、交通マナー及び「交通の決まり」を守り、安全な登下校に心掛けます。
 - ・臨時に自転車通学・バス通学を希望するときには、次の手順で許可を受けます。(担任に届ける〈許可願い書〉→担任から係りへ→学校長の許可〈許可書〉)
- ③学校への出入りは、南正門、東門、北門(武道館横)とします。自転車通学生は南正門と東門の通用を許可します。
- ④登下校の際に、必要以外の寄り道をしません。

(2) 校内諸規律について

- ①廊下は走りません。(静歩)
- ②学習に必要でないものは、学校に持って来ません。(携帯電話等も含みます)
- ③学習用具等の貸し借りはしません。
- ④職員室やその他教室以外の入室は、先生の許可をうけてから入ります。
- ⑤土足禁止区域(黄線内)には、土足で入りません。また、上履きでも外に出ません。
- ⑥自分の物には、全て記名します。

(3) 部活動について

- ①部の練習時間は別に定めます。
- ②自転車は、学校の自転車置き場を使用します。他の場所には、絶対に置きません。
- ③部室の使用について
 - ・常に整理整頓に努めます。
 - ・部室には必ず鍵をかけます。
 - ・部室の出入りは、部員及び部活動時のみです。
 - ・上記のことが守れない部は、部室の使用を禁止します。

(4) 外出について

- ①外出時には、身分証明書を携帯します。

(5) 欠席等の連絡について

- ①欠席、遅刻、早退、忌引き等をするときは、保護者から学校へ連絡してもらいましょう。(電話、安心・安全メール、FAXで)

(6) 授業、学習について

- ①チャイム着席を守ります。
- ②周りの人の迷惑にならないように、授業をうけます。
- ③忘れ物をしないよう、準備は前の日にします。
- ④家庭学習の習慣を身につけます。

(7) その他の生徒心得

- ①法律で禁じられていることや危険な遊び、周囲に迷惑がかかることは、絶対にしません。(万引き、飲酒、喫煙、刃物の持ち歩き、違法薬物の乱用、火遊び、路上でのローラースケート・スケートボード、自転車の二人乗りや並進、無免許運転)
- ②各種(総合)遊戯施設及び、ゲームセンター、ゲームコーナー、ネットカフェ、カラオケボックス等には保護者同伴でなければ立ち入りません。外泊は保護者同伴とします。(熊本市申し合わせ事項)
- ③教科書・ノート、その他の学用品、学校の品物(机椅子)などに落書きをしません。
- ④バック1つにつき、お守りまたはお守りサイズのアクセサリー1個まで可とします。

2 服装

(1) 天明中学校の生徒は、学校で規定された制服で登下校します。(部活動終了後などは、部活動の服装で下校することができます。)

(2) 天明中学校の制服及び服装のきまりは、次のとおりとします。

① 共通

- ・左胸のポケットに名札をつけます。
- ・下着を必ず着用します。ベージュ、白、灰、黒、紺の無地でワンポイントまで可とします。(ワンポイントの大きさは3cm四方程度)
- ・ズボンにはベルトを着用します。革又は布製で幅は3センチ程度とし、過度の装飾は禁止します。色は黒、紺、茶、とします。
- ・靴下は白、黒、紺、灰を基調としたものにし、くるぶしがかくれるものとします。

② 夏服

- ・ズボンと白の無地の開襟カッターシャツ(校章の無いものも可とします)、または、夏服のスカートとセーラー服を着用します。

③ 中間服

- ・ズボンと白の無地のカッターシャツ(校章の無いものも可とします)、または、冬服のスカートと丸襟の白の無地のブラウスを着用します。

④ 冬服

- ・ズボンと白の無地のカッターシャツ(校章の無いものも可とします)に学生服、または、冬服のスカートとセーラー服を着用します。
- ・冬服のセーラー服には、常に黒のスカーフを着用し、防寒のための黒のタイツを着用可とします。
- ・防寒着は、部活動指定のもの、または華美でない防寒着を着用します。原則として室内では着用しません。
- ・手袋は、防寒のできるものを着用します。
- ・防寒のため、登下校中のネックウォーマーの着用は可とします。ただし、マフラーは、防犯及び安全上、着用しません。

⑤ その他

- ・防寒のために校内でのセーターやカーディガンの着用を可とします。色は黒か紺の無地で、長さは座ったときに座面よりも上のものとします。カーディガンはボタンを留めて着用します。
- ・制服は本校指定業者が、学校の規定によって作ったもので、購入する店は本校指定業者とします。
- ・冬服(ボックス、防寒着、手袋、マフラーも含む)、中間服、夏服の着用については、自分の健康状態や季節に合わせて、自分で判断します。(学校行事等では、別に学校から指示する場合があります)

3 頭髪等

(1) 頭髪等について

- ①清潔な髪型にします。

- ・前髪は、目にふれないように、横髪は耳にかからないようにします。それ以上の長さの場合は、左右に分け、ピン止めで止めます。
- ・後髪は、制服の襟につかないようにします。それ以上の長さの髪は、ゴムひも等で結びます。
- ・ゴム、ピンでとめる場合は、黒・紺・茶のものを使用します。俗に言うカッチンドメは、黒、銀で装飾のないものを使用します。

- ②パーマ(ストレートパーマを含む)等をかけません。
- ③整髪料、香料をつけません。
- ④染色したり、脱色したりしません。
- ⑤眉毛を剃ったり抜いたりしません。
- ⑥額に剃り込みを入れません。
- ⑦化粧品は使用しません。薬用リップは、無香料、無色透明のものを使用します。
- ⑧ピアス、マニキュア、ペディキュアなどの装飾はしません。
- ⑨事情のある場合は、学校に相談してください。

4 かばん、くつ等

(1) 登下校に際して、必要な携行品に関すること

- ①登下校用の靴について
 - ア 白色、黒色を基調とした運動靴で、紐のついているものを履きます。
 - イ 布製のもので、運動に適したものを履きます。
- ②上靴について
 - ア 上履きは学校で指定したものを使用します。
 - イ 上靴の色は、名札と同じ色のものを履きます。(令和6年度 1年:青、2年:赤、3年:緑)
- ③登下校用の靴について
 - ア 靴は学校で指定したものを使用します。(黒のスリーウェイバックまたはツーウェイバック・紺のサブバック)

5 交通のきまり

(1) 天明中学校の生徒は、下記の諸事項をよく守り、常に安全に気をつけ、危険から身を守る心構えをもって通行します。

- ①徒歩通学生
 - ア 法律(道路交通法等)を守り、自分の命は自分で守ることに心がけ通学します。
 - ・道路の右側端を歩行します。(歩道がある場合は歩道を歩行します)
 - ・横断歩道のある付近は、横断歩道を渡ります。
 - ・車の直前直後を横断しません。
 - ・信号機のある所は、その合図に従います。
 - ・横断の場合は、一旦立ち止まって左右を充分確認し、安全を確かめてから渡ります。
- ②自転車通学生
 - ア 法律(道路交通法等)を守り、自分の命は自分で守ることに心がけ通学します。
 - ・道路の左側端を縦に1列で進行します。
 - ・2人乗りなど、危険な乗り方はしません。
 - ・横断歩道は下車し、押して渡ります(自転車横断帯のある横断歩道は乗って渡ることができます)
 - ・狭い道路から広い道路に出る場合は、一旦停車し左右を確認し安全を確かめてから渡ります。
 - イ 自転車保険に加入します。
 - ウ ヘルメットを必ず着用し、記名します。また、ヘルメットのご紐は、常にきちんと止めます。
 - エ 登下校時に暗い場合は、必ず安全タスキを着用します。

- オ ライトやブレーキなどを点検し、いつも整備された自転車を使用します。
- カ 学校で定められた通学路を通ります。

校則見直し検討委員会(11/20)での主な意見とその対応		
○主な意見とその対応		
該当箇所	意見、要望等	対応
1「生活心得」 (2)①	「廊下は右側を通り～」は、右側という記載はいらぬのではないか。	一部削除 ※「廊下は走りません(静歩)」に変更。
1「生活心得」 (7)①	()内に法的禁止事項とその他が混在し、保護者同伴ならいいと捉えることができる。また、シンナーやボンドは時代に合っていない。	一部変更 ①「シンナー・ボンド等の薬物」を「違法薬物」に変更。 ②に熊本市申し合わせ事項より、保護者同伴でなければならぬものを追記した。
2「服装」(1)	制服での登校について、夏は体育服の登下校を認めてほしい。ゼッケンをホックにすれば、登下校時に外すことができる。	表記の変更なし 体育の授業の際、汗をかいたあとと体育服で過ごすことで不衛生になることが考えられる。また、体育の授業でけがの危険性が高まるおそれがあるため、ホックへの変更は難しい。
2「服装」(2)	靴下の色や長さ、ワンポイントの指定をなくしてほしい。昨年度改定の「茶」が残っている。	一部変更 ワンポイントの指定をなくし、「白、黒、紺、灰を基調としたものにし、くるぶしがかくれるもの」と統一。
2「服装」(2)	女子のカーディガンの着用を認めてほしい。男子のスクールセーターのように、デザインを指定すれば規律は守られるのではないか。セーターで登校している生徒がおり、きまりが正しく理解されていない。	追記あり 2(2)⑤に、「防寒のために校内でのセーターやカーディガンの着用を可とします。色は黒か紺の無地で、長さは座ったときに座面よりも上のものでとします。」と追記。色や長さの指定を行い、男女関係なく夏服での着用も認める。しかし、冬の防寒着とは異なるため、着用のルールに関しては生徒会と話し合い、集会等で周知徹底していく。
3「頭髪等」(1)	ストレートパーマもパーマに含まれるという認識ができていないのではないか。	変更 「パーマ等」を「パーマ(ストレートパーマを含む)等」に変更。
3「頭髪等」(2)	「眉にかかってもよい」は「目にふれない」に変えてほしい。	変更 「眉にかかってもよい」を「目にふれない」に変更。
4「その他」	項目名は「靴・靴等」の方がよいのではないか。雨用の靴を認めてほしい。	一部変更 4「その他」を「かばん、くつ等」に変更。雨用の靴は認めるが、登下校用の靴と同じきまりとするため、追記はしない。
○その他の変更		
<ul style="list-style-type: none"> ・前文を削除。校則見直しの経緯は、各学級の検討会で伝えるようにしている。 ・2「服装」に同じ内容の記載が複数あったため、①「共通」を追加してまとめた。それに伴い、②～④の内容を整理した。 ・3「頭髪等」で悩みのある生徒への対応のため、(1)「共通」に⑨「事情のある場合は、学校に相談してください。」を追加。また、(2)「男子」(3)「女子」の記載をなくし、内容を①「清潔な髪型にします」の後に移動した。 		